(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、ペルー共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金であって、ペルー共和国の現行の法令に従い免除されるもの

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

8 ペルー共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) ペルーの実施機関を通じ、計画に基づく施設の建設及び当該施設の使用における安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 ペルー共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十一月七日にリマで

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　株丹達也

ペルー共和国
経済財政大臣　アロンソ・セグラ・バシ閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 モケグア水力発電所整備計画	六十九億四千四百万円			
		○・四	六年の据置期間の後十四年	七年
		○・○一		
コンサルタントに対する支払部分				
2 ペルー沿岸部洪水対策計画	二十四億八千万円			
		○・四	六年の据置期間の後十四年	七年
		○・○一		
コンサルタントに対する支払部分				

総　額　九十四億二千四百万円

（ペルー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十一月七日にリマで

ペルー共和国
経済財政大臣　アロンソ・セグラ・バシ

○外務省告示第三百五十七号

平成二十六年十一月十日にタシケントで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

平成二十六年十二月三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 八百六十八億三千九百万円（八六、八三九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）から成る電力セクター・プロジェクト・ローンを実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウズベキスタン共和国政府に供与されることになる。

2(1) 借款は、ウズベキスタン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b) 付表の1に掲げる事業計画については、利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c) 付表の2及び3に掲げる事業計画については、年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利から一・三三パーセントを減じたものとする。

(d) ただし、(c)にかかわらず、(c)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は、〇・一パーセントとする。

(e) ただし、(b)、(c)及び(d)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(f) それぞれの支出期間は、付表の1及び2に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後十年並びに付表の3に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後六年とする。

(2) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) (1)(f)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。